労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

京都府	日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会ほりかわ訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人太秦病院、社会医療法人うずまさ診療所、社会医療法人うずまさ第二診療所、社会医療法人うずまさ鍼灸治療院、社会医療法人うずまさ訪問看護ステーション、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、医療法人清仁会洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人福富士会京都ルネス病院、医療法人福富士会訪問看護ステーション「コスモス」、特定医療法人福知会もみじヶ丘病院、特定医療法人クリニック「まほら」、特定医療法人クリニック「もみじ」、公益財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、医療法人三青園たちばな診療所、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、一般財団法人京都工場保健会診療所、一般財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、一般財団法人御池保健センター、一般財団法人壬生保健センター、一般財団法人京都予防医学センター、一般財団法人京都予防医学センター丹後支所、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所、株式会社日本医学臨床検査研究所舞鶴支所、医療法人葵会侍鳳診療所、医療法人葵会侍鳳歯科診療所、医療法人葵会上賀茂診療所、医療法人葵会かも川診療所、医療法人葵会紫野診療所、医療法人葵会葵会北診療所、みつばち薬局上賀茂店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京診療所、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療所、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、京都民医連かみの診療所、かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーション太秦安井、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、すこやか薬局東山店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所
兵庫県	一般財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３号

兵庫県伊丹市荒牧５丁目17番11号

債務者　森山　諒太

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　細川　歓子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時55分

5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号

大阪市阿倍野区北畠２丁目３番26号　ハーモニス北畠203号

債務者　濵田歯科医院こと　濵田　邦昭

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　斉藤　紀代

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７号

大阪市阿倍野区北畠２丁目３番26号　ハーモニス北畠203号

債務者　濵田多穂子

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　斉藤　紀代

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９号

大阪府寝屋川市大利町33番２号、前住所大阪府寝屋川市国松町33番20号

債務者　ヌネス　アグスティンこと　ＮＵＮＥＺ　ＧＵＴＩＥＲＲＥＺ　ＡＧＵＳＴＩＮ

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山本　幸治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８号

大阪府東大阪市衣摺４丁目12番27号

債務者　入佐　純一

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本田　建二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９号

大阪府東大阪市衣摺４丁目12番27号

債務者　平田　直美（旧姓入佐）

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本田　建二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３号

大阪府東大阪市横小路町３丁目９番27号

債務者　水戸　　寛

1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小山　高史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部